

関市公有財産台帳データ整備及び管理システム構築事業

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、関市公有財産台帳データ整備及び管理システム構築事業（以下「公有財産管理システム構築事業」という。）の受託者選定について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、公有財産管理システム構築事業に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 公有財産台帳データ整備及び管理システム構築事業
- (2) 業務内容
別紙「公有財産台帳データ整備及び管理システム構築事業特記仕様書」参照
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月21日まで
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 予算上限額 14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 事務局 本プロポーザルの事務局は関市財務部管財課に置く

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たした単体企業とする。

- (1) 本プロポーザルの公告日において、関市競争入札等参加者名簿に登録されていること（未登録の場合は、参加申込みの日までに関市競争入札等参加資格申請をすること。）。
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間に、関市競争入札参加者資格停止措置要領（平成7年関市告示第77号）の規定による入札参加者資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）において官公庁（関連団体を含む。）が発注する公有財産管理システム構築及びこれに類する事業について受託した実績がある企業であること。
- (7) 品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001認証を取得している法人であること。
- (8) 環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得している法人であること。
- (9) ITサービスマネジメントシステムの国際規格であるISO20000-1認証を取得している法人であること。
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO27001（日本産業規格「JISQ27001」）の認証を取得している法人であること。
- (11) 個人情報保護マネジメントシステムの日本産業規格であるJISQ15001の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク（Pマーク）を取得している法人であること。
- (12) 業務中に行う電子データの送受信において、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に登録されている総合行政ネットワークLGWAN-ASPデータ交換サービスを利用できる企業であること。
- (13) 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に登録されているシステムを所有している企業であること。
- (14) 別紙仕様書別紙2に記載されている公有財産台帳管理システム機能要件を全て満たせる企業であること。なお、機能要件を満たすためのシステム改修費は参加者が全て負担すること。

4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

- (1) 公告日
令和6年4月19日（金）
- (2) 質疑応答期間
令和6年4月19日（金）から令和6年4月26日（金）まで
- (3) 参加申込書等受付期間
令和6年4月19日（金）から令和6年5月9日（木）まで
- (4) 参加資格審査結果通知
令和6年5月14日（火）まで（随時）

- (5) プレゼンテーション事前審査結果通知
令和6年5月14日(火)
- (6) 企画提案書等受付期間
令和6年5月8日(水)から令和6年5月17日(金)まで
- (7) プレゼンテーション開催日
令和6年5月21日(火)(予定)
- (8) 審査結果通知
令和6年5月23日(木)(予定)
- (9) 契約締結
令和6年5月下旬(予定)

5. 質疑応答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書(任意様式)を次のとおり提出すること。

- (1) 質疑応答期間
令和6年4月19日(金)から令和6年4月26日(金)まで
(期間最終日の午後5時15分までに必着)
- (2) 質問方法
「15. 問い合わせ先」の事務局(以下「事務局」という。)に持参又は電子メールで提出すること。電子メールの場合は、件名に「関市公有財産管理システム構築事業プロポーザルに関する質問(事業者名)」と記載すること。
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、令和6年5月1日(水)までに、質問者を非公開の上、関市ホームページにおいて随時公開する。

6. 参加申込み、参加資格審査及びプレゼンテーション事前審査

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書(様式1) 1部
 - イ 登記簿謄本又は登記事項証明書等 1部
 - ウ 会社概要(様式2) 1部
 - エ 「3. 参加資格要件」に定める要件が証明されるもの(資格証、契約書、仕様書及び実施計画書等の写し) 1部
 - オ システム概要説明書(様式3) 8部
 - カ システム概要資料(任意様式) 8部

- キ 業務実施体制等調書（様式4） 1部
- (2) 参加申込書等受付期間
令和6年4月19日（金）から令和6年5月9日（木）まで
（期間最終日の午後5時15分までに必着）
- (3) 提出方法
事務局に持参又は郵送（ただし、郵送の場合は、封筒に「プロポーザル参加申込書在中」と記し、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法によること。）により提出すること。
- (4) 参加資格審査及びプレゼンテーション事前審査
提出された書類を基に参加資格について審査し、その結果を申込者に対して参加資格審査結果通知書（様式5又は様式6）により通知する。
また、令和6年5月9日の参加申込締切時点で参加申込み数が5件を超えた場合、別に定める関市公有財産台帳データ整備及び管理システム構築事業プロポーザル審査要領に基づきプレゼンテーション参加者を4社に決定し、結果を全参加者にプレゼンテーション事前審査結果通知書（様式7又は様式8）により通知する。
なお、プレゼンテーション事前審査及び結果通知は参加申込み数が5件を超えない場合も行う。

7. 企画提案

企画提案をする場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書提出届（様式9） 1部
- イ 企画提案書（任意様式）A4サイズ16枚相当以内（片面印刷換算） 8部
企画提案書には次の内容を含めること。また、ページ番号を付すこと。
- ① 実施方針、実施工程（実施体制図、実施工程表を含む）
 - ② 公有財産台帳の整備について
 - ③ 公有財産台帳管理システムについて
 - ④ システムの利活用について
- ウ 当該業務に係る参考見積書（任意様式） 1部
- エ 保守費等に係る参考見積書（任意様式） 1部
- (2) 企画提案書等受付期間
令和6年5月8日（水）から令和6年5月17日（金）まで
（期限最終日の午後5時15分までに必着）
- (3) 提出方法
事務局に持参又は郵送（ただし、郵送の場合は、封筒に「プロポーザル企画提案書在中」と記し、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法によること。）により

提出すること。

8. プレゼンテーション

(1) 実施日

令和6年5月21日(火)(予定)

(時間及び場所については、参加者に6.(4)の要領で連絡する。)

(2) 実施方法

ア 持ち時間は、プレゼンテーション及び質疑応答30分とする。

イ 出席者は、4名以内とする。

ウ プレゼンテーションの準備のため、直前に30分程度の時間を設ける。

エ プレゼンテーションの実施順序は、参加申込期限到来直後に行う事務局の抽選により決定する。

オ プレゼンテーションの実施にあたり、備品等を使用する場合は、事前に事務局に報告することとし、備品等は全て参加者が用意すること。(プロジェクター、スクリーンは本市で用意するが、パソコンは持参すること。なお、プロジェクター持参も可とする。)

カ プレゼンテーションに欠席し、又は遅刻した場合は、審査の対象としない。

9. 審査方法

本プロポーザルの受託候補者の選定にあたっては、本市が別に定める関市公有財産台帳データ整備及び管理システム構築事業プロポーザル審査要領に基づき審査するものとする。

なお、審査対象が1社の場合にあっても、本要領のとおりプロポーザル審査を行い、配点の過半数の取得をもって受託候補者と認めるものとする。

10. 審査結果

(1) 審査結果は、企画提案者に対しプロポーザル審査結果通知書(様式10)により通知する。

(2) 審査結果は、関市ホームページにおいても公表する。

(3) 審査結果について不服申立て等は認めない。

11. 契約締結

(1) 契約の締結にあたっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者として選定された者と市が協議及び調整を行い、契約締結に向けて交渉するものとする。

(2) 交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次の順位の企画提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

- (3) 受託候補者として選定された者が、「12. 失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案者と交渉を行うこととし、以下同様とする。

12. 失格事項

参加申込者又は受託候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 受付期間内に所定の書類等を提出しなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案において複数の提案をした場合
- (5) 見積額が「2. 業務概要」の「(5) 予算上限額」を超えている場合
- (6) 審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと認められる場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合

13. 辞退

上記「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合等、自発的に本プロポーザルの参加を辞退しようとする者は辞退届（様式11）を提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（ただし、郵送の場合は、封筒に「プロポーザル辞退届在中」と記し、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法によること。）

14. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。
- (5) 企画提案については、1者につき1提案とし、提出期限後の記載内容の変更は認めない。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、提案書が採用された場合、その一切の著作権は関市に帰属することとする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。

(8) 提出書類は、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく公開請求により、公開する場合がある。

15. 問い合わせ先

事務局 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

関市役所 財務部 管財課

担当者 塚原 雄一郎

電話番号 (0575) 23-7716

FAX (0575) 23-7746

メールアドレス kanzai@city.seki.lg.jp